

龍ヶ崎市立馴馬台小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

1 いじめについて

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（「いじめ防止対策推進法」第2条第1項）をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ① いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであること。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許されない行為であること。
- ③ いじめは、いじめられた児童生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのある行為であること。
- ④ いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識した対策を講じること。
- ⑤ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という考えは、間違いであること。
- ⑥ いじめを行わないだけでなく、助長・傍観しないよう、いじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての児童に十分に理解させること。
- ⑦ いじめはその態様により、法に触れる行為となること。（傷害、名誉棄損、脅迫、強要等）
- ⑧ いじめのない社会の実現のため、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割と責任を自覚し連携して取り組むべき課題であること。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 未然防止のための取組

(1) いじめ防止につながる発達支持的生徒指導

児童生徒が人権意識を高め、共生的な社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常の教育活動を通して行い、全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくりを目指す。その際、児童の基本的な人権に十分に配慮しつつ、次のような点に留意する。

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す。
- ② 児童の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ③ 「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- ④ 「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す（SOS の出し方教育の実施）。

(2) いじめの未然防止教育

いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験活動などを通じて継続的に行う。具体的には、次のような点に留意する。

○ 学級経営の充実

- ・ 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合える学級を作る。
- ・ 児童の自発的、自治的活動を保証し、規律と活気のある学級集団作りを進める。
- ・ 相手の気持ちを考えた言葉遣い「あったか言葉」を広め、相手を傷つける、人権意識に欠けた言葉「チクチク言葉」は使わないという態度を育成する。

○ 授業における生徒指導の充実

- ・ 「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」に留意した授業づくりを進める。
- ・ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学びを保証する。

○ 道徳において

- ・ 「考え議論する」道徳の授業を中心に、いじめや人間関係を題材として取り上げることを年間指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 思いやりや生命・人権を大切にすることを指導の充実に努める。

○ 人権教育において

- ・ 児童が「自分の大切さと共に他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかける。

- ・ 児童が自分と違う他人の存在を理解し、尊重することができる態度を育てる。

○ 学級活動において

- ・ 話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手立てについて考え、いじめに繋がるような学級の諸問題の解決を図る。（各学級の「いじめ防止宣言」の策定と振り返り）
- ・ 構成的グループエンカウンターやピア・サポートプログラムを実施し、学級内のより良い人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

○ 学校行事において

- ・ 児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ・ 自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（いじめ防止集会）

○ 家庭や地域との連携

- ・ いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図る。

3 早期発見のための取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

- ①教師と児童の普段のかかわり
- ②心と体の健康観察「シャボテンログ」の活用
- ③学校生活（いじめ）アンケートの実施（毎月）
- ④教育相談の充実
- ⑤たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発
- ⑥いじめの相談・通報窓口について周知
- ⑦家庭及び地域との連携
- ⑧関係諸機関との連携
所轄警察及び市教育センター、つぼみ園と児童の情報連携を図るために定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。
- ⑨いじめ問題に対する研修の充実
- ⑩インターネットを通して行われるいじめに対する対策 等

4 いじめへの対応（早期対応のために）

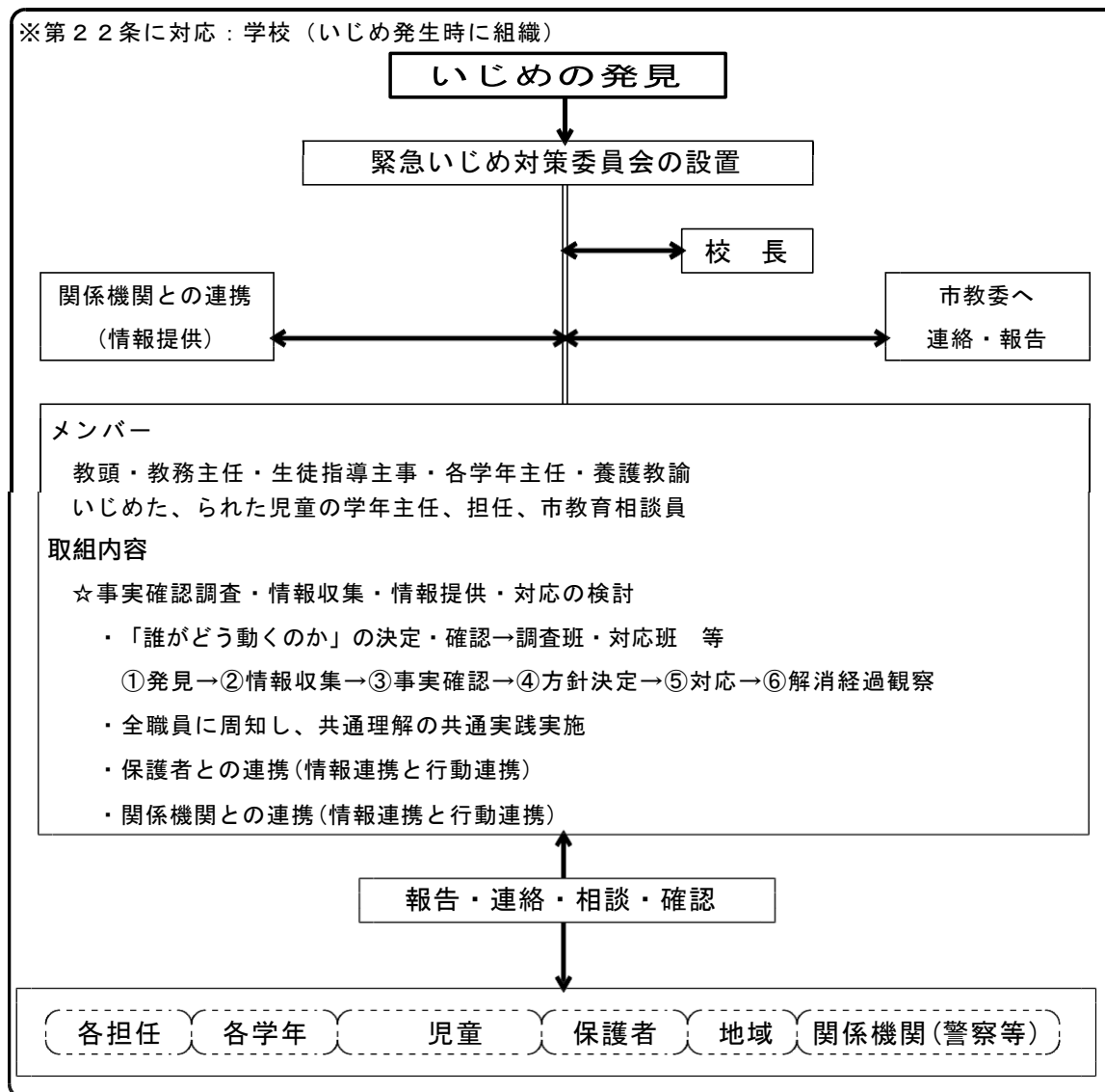
いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための学校としての取組

①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



②いじめへの対応

ア いじめの事実確認

イ いじめをうけた児童及びその保護者に対する支援

ウ いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言

エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときの警察との連携

オ 懲戒、出席停止制度の適切な運用

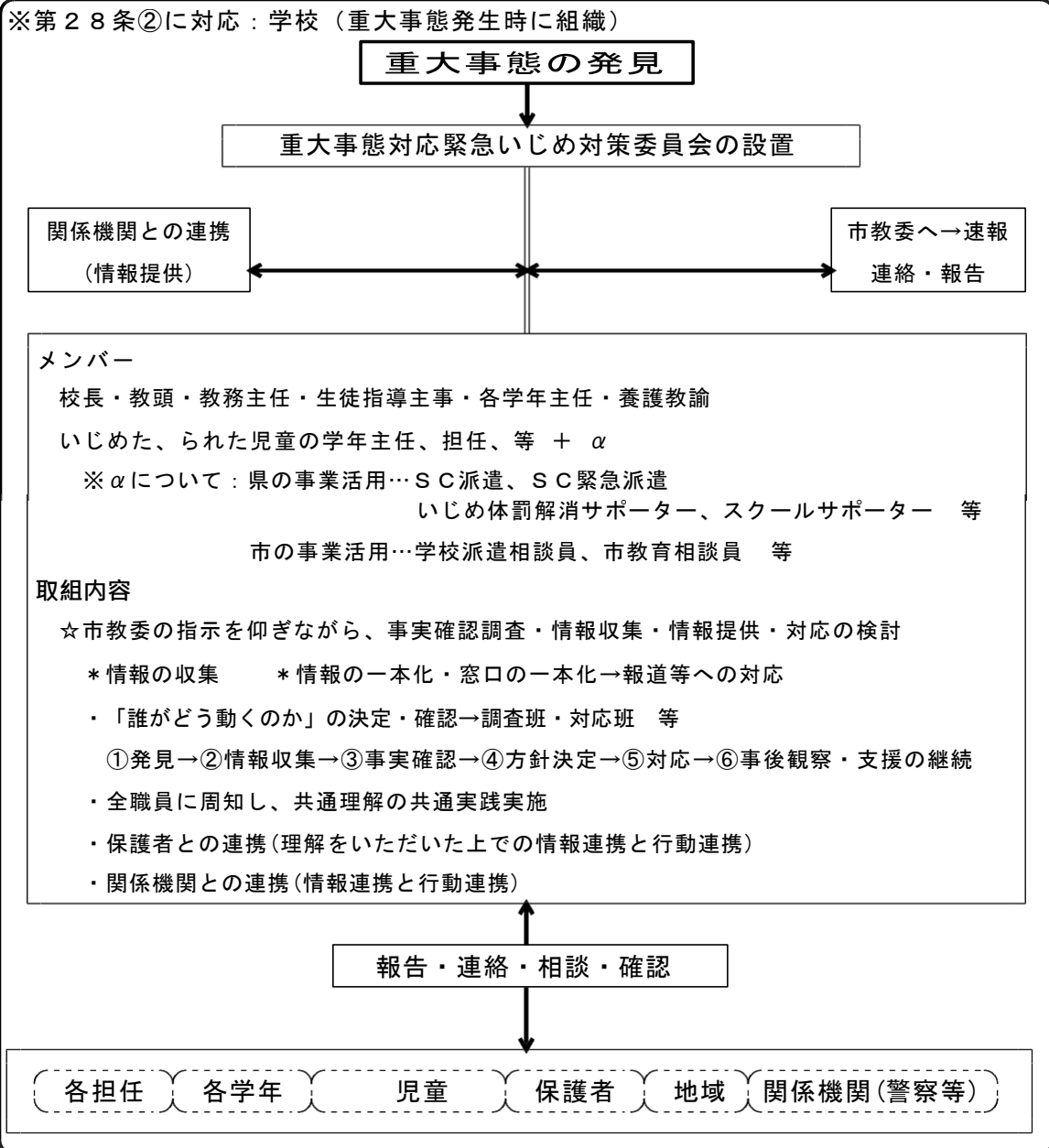
③重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条にもとづいて）

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、龍ヶ崎市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」



※ 重大事態が発覚した時点で、「重大事態緊急いじめ対策委員会」を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校児童の不安を解消させることに取り組む。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる児童たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

5 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

① いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ・ いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・ いじめの早期発見・対応に関する取組について

令和8年度 いじめ防止等に係る「開発的予防的生徒指導」〈生徒指導年間計画〉

※学校生活・いじめに関するアンケートの実施とまとめは毎月実施する。

※配慮を要する児童や気になる児童、いじめについての情報共有は職員終会・職員会議・生徒指導委員会にて随時行う。

学校行事		学校としての取り組み	児童主体の活動	
			学級活動	委員会活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・始業式・入学式 ・授業参観日 ・親子登校班会議 ・1年生を迎える会 ・避難訓練 ・交通少年団結団式 	【いじめ撲滅強化月間】 ◆校内生徒指導全体会 ◆学年学級開き ・人間関係づくり ・SOSの出し方教育① ・学校生活アンケート	学級目標作成 「生活のきまり」の確認	組織・年間計画 常時活動
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中合同引き渡し訓練 ・交通安全教室 	◆校内生徒指導委員会 ・学校生活アンケート	学級いじめ防止宣言作成	小中一貫あいさつ運動
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・引き渡し訓練 ・いじめ防止集会① 	◆校内生徒指導委員会 ・いじめ防止集会 ・学校生活アンケート	学級いじめ防止宣言発表	あいさつ運動 児童集会「第1回いじめ防止集会」
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観日 ・Q Uテスト ・登校班会議 ・夏休み前集会 ・保護者面談 	◆校内生徒指導委員会 ・情報モラル教育 ・生命の安全教育 ・安全教育（夏休みの生活） ・学校生活アンケート ・学校評価アンケート①		あいさつ運動
8月		◆校内生徒指導委員会 ◆校内研修（SOSの出し方教育についての研修）		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明け集会 	【いじめ撲滅強化月間】 ・夏休み明け人間関係づくり ・SOSの出し方教育② ◆校内生徒指導委員会 ・学校生活アンケート	人権メッセージ作成	あいさつ運動
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫クリーン作戦 ・終業式・始業式 ・スポーツフェスティバル 	◆校内生徒指導委員会 ◆教育相談の実施 ・学校生活アンケート	「より良い人間関係づくり」授業	あいさつ運動
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 	◆校内生徒指導委員会 ・学校生活アンケート	学級の「いじめ防止への取り組み」振り返り	小中一貫あいさつ運動

12月	<ul style="list-style-type: none"> ・登校班会議 ・いじめ防止集会② ・終業式 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内生徒指導委員会 ◆校内研修（具体的な対応に向けての研修） <ul style="list-style-type: none"> ・薬物乱用防止（非行防止）教育 ・安全教育（冬休みの生活） ・いじめ防止集会 ・学校生活アンケート ・学校評価アンケート② 	学級のいじめ防止への取り組み発表	あいさつ運動 児童集会「第2回いじめ防止集会」
1月		<p>【いじめ撲滅強化月間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆冬休み明け人間関係づくり ◆校内生徒指導委員会 ・学校生活アンケート 		あいさつ運動 安全・校内美化 ポスター作成
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫クリーン作戦 ・学年末PTA ・親子登校班会議 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内生徒指導委員会 ・学校生活アンケート 		あいさつ運動
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生を送る会 ・卒業式 ・修了式 	<ul style="list-style-type: none"> ◆校内生徒指導委員会 ・本年度のまとめ ・次年度への引き継ぎ ・安全教育（春休みの生活） ・学校生活アンケート 		あいさつ運動

